

令和7年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

千代田区では、特別支援学級等に就学しているお子さまがいるご家庭に対し、学用品費や通学費などに係る就学奨励費の支給をしています。支給を希望される方は、申請手続きをお願いします。

就学援助費で支給できない部分について、就学奨励費で判定して支給いたしますので、「就学援助費」と「就学奨励費」両方の申請が必要になります。

就学奨励費の支弁区分決定は、前年の所得金額により行いますので、毎年度申請が必要になります。

1 就学奨励費の対象となる方

千代田区に住んでいて、区市町村立または私立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)に在籍している児童・生徒の保護者で下記の(1)又は(2)に該当する方。

(1)特別支援学級(固定学級)に在籍する児童・生徒の保護者

(2)通常学級に在籍しているが、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

世帯員数	家族構成例(年齢)	所得金額(令和6年中の所得)		
		支弁区分1号	2号該当	3号該当
2人	母(32歳)、子(7歳)	264万円未満	264-440万円	440万円超
3人	父(34歳)、母(32歳)、子(7歳)	324万円未満	324-539万円	539万円超
4人	父(35歳)、母(33歳)、子(9歳)、子(7歳)	381万円未満	381-636万円	636万円超

上記表はあくまでも目安ですので、家族構成、年齢、障害人数等などにより異なります。

※所得に応じて支弁区分(1号、2号、3号)が決定されます。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

2 就学奨励費の申請について

令和7年度から千代田区ポータルサイトでのオンライン申請に変更となります。

(1)申請方法 (QRコードまたはURLを参照ください。)

◆STEP1 【アカウント登録がお済みでない方】

千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/johosesaku/portalsite-kaishi.html>

◆STEP2

(STEP2以降のお手続きは、千代田区ポータルサイトのメニューからお願いいたします。)

「就学援助費申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih0000067gfC/am000000175>

◆STEP3

「特別支援教育就学奨励費申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih0000067gfH/am000000176>

◆STEP4 【通学の際に交通費負担がある方】

「特別支援教育就学奨励費(通学に要する交通費申請)」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih0000067gfM/am000000177>

(裏面へ)

(2) 提出期限

令和7年6月6日(金)までに申請してください。

※申請は随時受付いたしますが、提出期限を過ぎた場合、申請(認定)月分からの援助となります。申請書以外の書類で申請時に提出できないものがある場合も、申請書は期限内に提出するようにしてください。

3 税の申告

税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または区役所税務課で申告してください。

4 内容審査と支弁区分の決定

ご提出いただいた申請書等により審査の上、就学奨励費の支弁区分(1号、2号、3号)を決定します。申請書に記入漏れがある場合は、記入されるまで、また税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、教育委員会で課税内容が確認でき次第、審査を再開いたします。審査ができた場合は、支弁区分決定通知書を申請者宛に、例年、7月中旬以降に郵送でお知らせしております。

5 支給対象経費、支給割合及び支給時期

(1)支給経費 ①学用品・通学用品購入費、②新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、③拡大教材費(学用品・通学用品購入費加算分)、④校外活動費、⑤移動教室参加費、⑥夏季施設参加費、⑦修学旅行費(中学校のみ)、⑧学校給食費、⑨卒業記念アルバム費、⑩医療費、⑪通学費、⑫交流学习交通費、⑬職場実習交通費(中学校のみ)

(2)支給割合 支弁区分に応じて、上記経費の全額または半額を支給いたします。

支弁区分1号該当 … ①から⑬までの保護者負担額の全額

支弁区分2号該当 … ①から⑬までの保護者負担額の半額

支弁区分3号該当 … ⑪から⑬までの保護者負担額の半額

(3)支給時期 奨励費は、年2回(例年、7月下旬頃、翌年4月中旬頃)に分けて保護者の口座へお振込みをしております。

なお、費目によっては申請が遅れると支給できない場合もあります。また、学校給食費など保護者が負担すべき経費の支払いが滞った場合には、学校長が管理する口座に振り込む場合もあります。

※1 東京都就学奨励費や生活保護費など他の援助費により支給を受ける費目については、この就学奨励費による同様費目の支給はありません。

※2 就学援助費として、入学前に「入学準備金」を受給している場合は、②新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給はありません。

※3 ⑧学校給食費は、千代田区立学校に在籍している方に対しては、千代田区学校給食費補助制度(平成29年度より実施)による補助を受けることを前提とした金額を支給します。この補助を受けるためには、「委任状」を学校へ提出する必要があります(「委任状」は在籍中1回の提出です。以前に提出した方は、再度提出する必要はありません)。

なお、令和7年度は給食費無償化に伴い、千代田区立学校に在籍している方は、保護者負担が発生しないため、区就学援助費による支給の予定はありません。

※4 ⑩医療費の援助は、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病が対象で別途申請が必要です。申請予定の方は医療機関の領収書の保存をお願いします。

※5 ⑪通学費、⑫交流学习交通費及び⑬職場実習交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出いたします。

6 注意事項

- ・住民票だけを千代田区に置き、区外から通学している場合や、不自然な父子・母子家庭での転入等による就学奨励費の申請にあっては、事情をお聞きするとともに、居住の確認などもさせていただくことがあります。(不正受給が判明した場合は、既に受取った就学奨励費の返還や、千代田区への就学について適正な対応を行うことがあります。)
- ・所得の認定にあたり、ある世帯に「同居」されている場合や、世帯分離などをされている場合などは、生計を共にしている方全員の所得を合算して審査を行います。
- ・年度途中で退職・疾病等により著しく所得が減少し、就学が困難になった場合には、お問い合わせください。
- ・振込口座は翌年4月まで使用しますので、変更があった場合は変更届を提出してください。

【問合せ先】

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係(千代田区役所4階) 〒102-8688千代田区九段南1-2-1

(受付時間)午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く) ☎ 03-5211-4284(直通)

この「お知らせ」は令和8年4月末まで保管してください。